

## 健康保険証の写しのマスキング処理（黒塗り）について（お願い）

健康保険法の改正により、令和2年10月1日から、本人確認のために医療保険の被保険者証（保険証）を使用する際、保険者番号及び被保険者等記号・番号の提供を求めることが禁止されました。

については下記のとおりお知らせいたします。

### 記

本学が発注する建設工事等において、入札参加資格の確認、配置予定技術者・現場代理人の届け出の提出等の際に健康保険証の写しを添付する場合は、下図のとおり、被保険者等の記号・番号、保険者番号、二次元コードをマスキング処理（黒塗り）して提出してください。

### 【マスキング処理（黒塗り）見本】

<b>健康保険 本人（被保険者証）</b>	
<b>被保険者証</b>	
令和〇年〇月〇日交付	
記号	番号
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	性別 〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
事務所所在地	岡山市〇区〇〇
事業所名称	〇〇株式会社
保険者番号	(二次元コード)
保険者名称	〇〇 〇〇
保険者所在地	〇〇県〇〇市